
第3章 全体構想

1	将来都市像と都市づくりの目標.....	28
2	将来都市構造	31
3	あつぎ2040（将来のまちの姿）	37
4	分野別方針.....	40

1 将来都市像と都市づくりの目標

(1) 将来都市像

厚木市総合計画「基本構想」に示される「将来都市像」の実現に向けた都市づくりを進めます。

将来都市像

自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ

「自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる」とは

自分らしさが輝き、希望と幸せがあふれる社会をつくるため、一人一人の年齢、性別、国籍、心身の特性、考え方などにかかわらず、互いを尊重するとともに、人と人とのつながりを深め、支え合うことにより、安心して心地よく暮らし、自らが望む将来に向かって歩むことができるまちを目指します。

「元気なまち あつぎ」とは

元気な厚木をつくるため、先人が守り育ててきた自然環境、高い産業集積度、交通の要衝という魅力ある資源を最大限にいかし、社会環境に的確に対応しながら、将来にわたって、活気にあふれたまちを目指します。

(2) 都市づくりの目標

将来都市像の実現に向けて、「暮らし」、「安心・安全」、「自然環境」、「産業活動」及び「広域性」の五つの目標を定めました。

これらの目標は、SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、将来にわたって、活気にあふれたまちを目指すため、「社会」、「環境」及び「経済」を巡る広範囲な課題に対し、分野横断的な視点で取り組む必要があることから定めたものです。

なお、これらの目標は相互に深く関連していることから、バランスよく取り組むことで全体としての達成を目指します。

社会	目標① (暮らし)	誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる“人にやさしい都市”を目指します。
環境	目標② (安心・安全)	誰もが安心して安全に暮らせる“災害に強い都市”を目指します。
	目標③ (自然環境)	豊かな自然と調和した“環境にやさしい都市”を目指します。
経済	目標④ (産業活動)	産業の成長や活性化を支える“にぎわいと活力ある都市”を目指します。
	目標⑤ (広域性)	県央の広域拠点都市として“ヒトやモノが活発に交流する都市”を目指します。

持続可能な開発目標（SDGs）への取組と都市計画マスタープラン

SDGsは、平成27（2015）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12（2030）年に向けた開発目標です。あらゆる国において持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本市が進めてきたまちづくりはSDGsと合致するものであり、第10次厚木市総合計画においても取り上げ、分野横断的な視点で取り組むこととしました。

都市計画マスタープランにおいても、社会・環境・経済における本市の課題を解決し、持続可能な都市づくりを目指すものとしします。

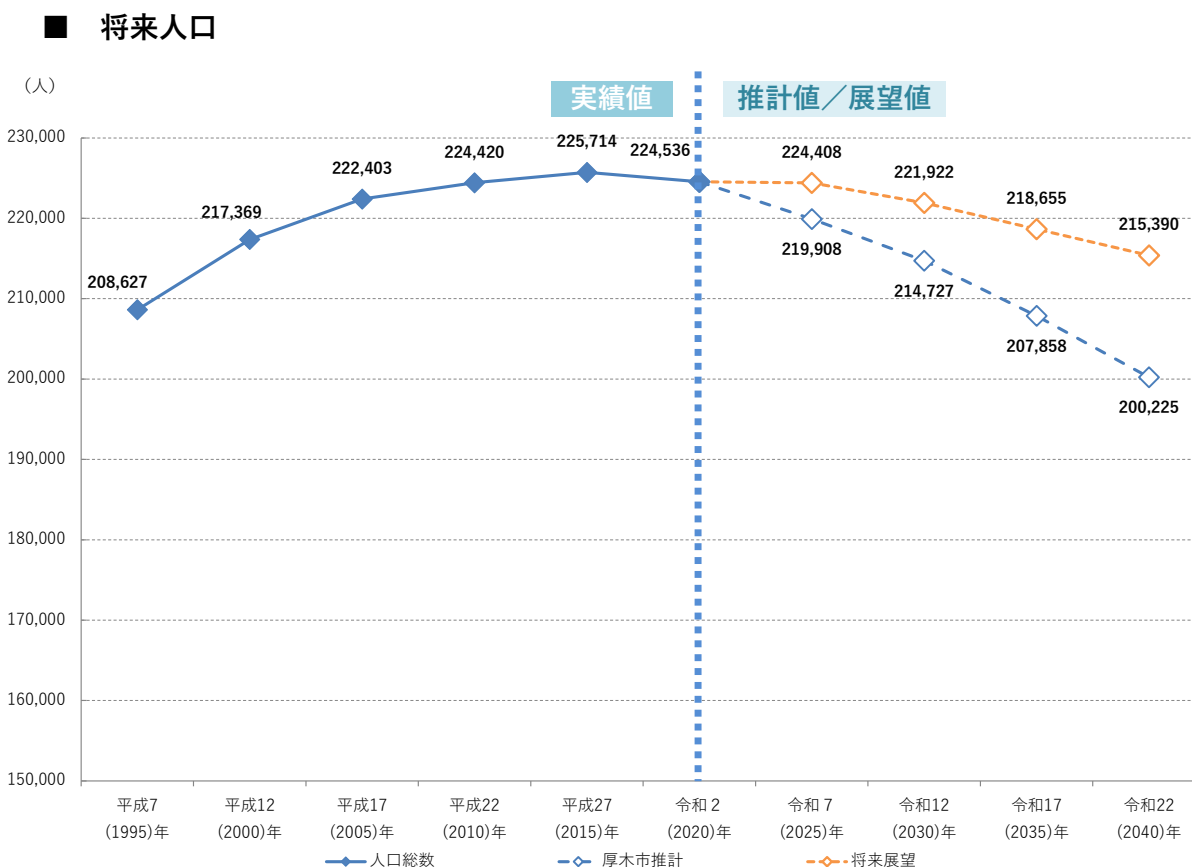


(3) 将来の人口

今後、若い世代の定住促進・転出抑制や合計特殊出生率の上昇に向けた取組等を通じて人口減少を緩和することで、目標年次である令和22(2040)年の人口を、本市の最新の人口推計における将来展望を踏まえた約215,000人と想定し、計画的な都市づくりを推進します。

将来人口

約215,000人(令和22(2040)年)



出典：平成7(1995)～平成27(2015)年：総務省「国勢調査(各年)」
 令和2(2020)年：神奈川県「年齢別人口統計調査(令和2(2020)年)」
 令和7(2025)～22(2040)年：第2期厚木市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

2 将来都市構造

将来都市像や都市づくりの目標の実現に向け、本市の基本的な考え方や土地利用の在り方、主要な都市機能の配置と連携の在り方を、将来都市構造として定めます。

(1) 基本的な考え方

①コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の更なる充実

②豊かな自然を守り、いかす都市構造の構築

①コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の更なる充実

人口減少・超高齢社会における持続可能な都市づくりを進めていくためには、今ある市街地を広げず、縮めず、人口や都市機能、生活利便施設の密度を保っていくことが大切です。

そのため、本市の特徴的な都市構造である、本厚木駅や愛甲石田駅を中心に放射状に延びるバス路線沿いに形成された“手のひら型”の市街地をいかし、「居住」や、スーパー、コンビニエンスストア、医療施設などの「生活利便施設」、地域の活力を支える「産業地」をバス路線沿線に誘導し、生活利便性の確保やバス路線沿線の人口密度を維持することによる路線バスの利用者の確保を図ります。

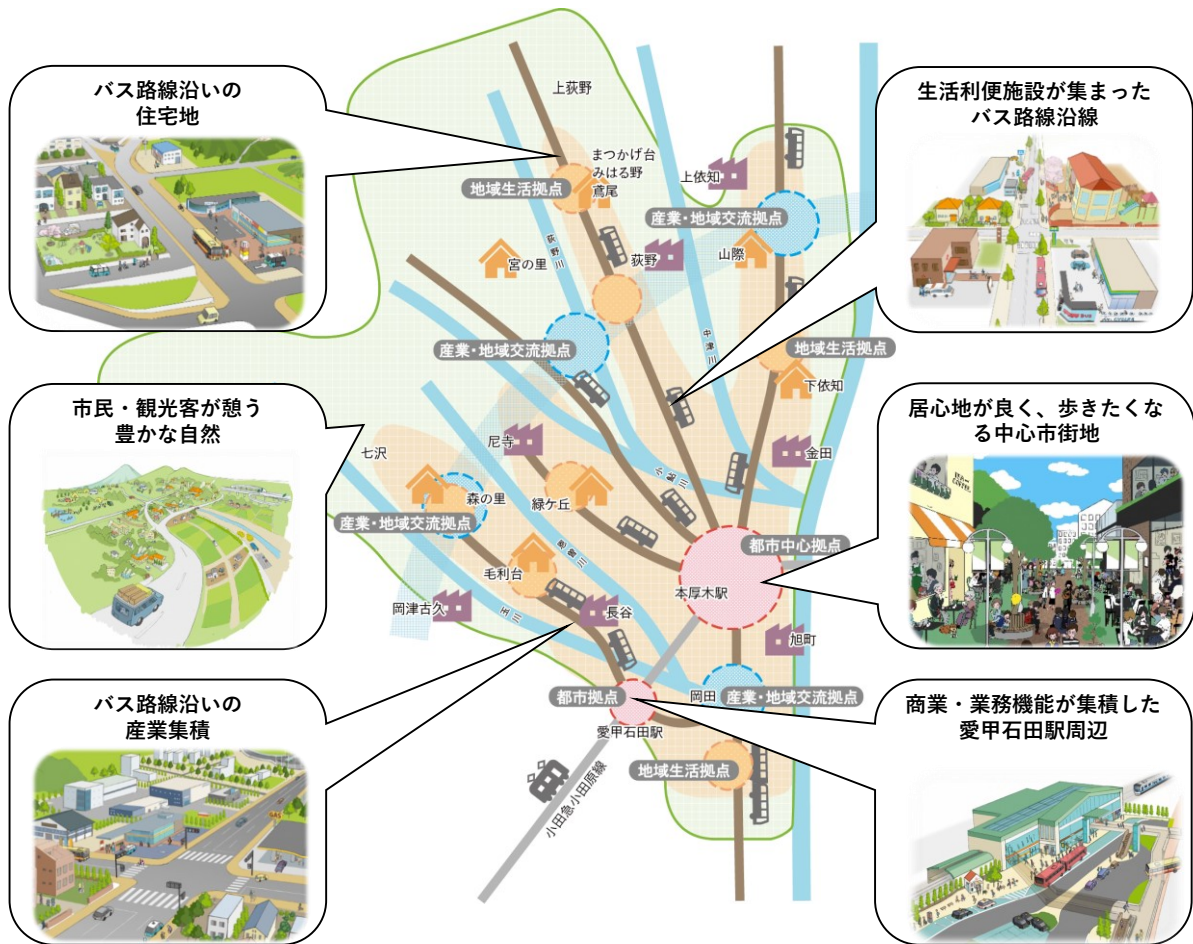
また、バス路線沿線への居住の誘導だけでなく、本厚木駅周辺に集積している商業・業務、行政、文化などの都市機能は維持し、中心市街地のにぎわいを創出することで、地域と中心市街地とを行き交う人の流れを活発にし、バス利用者の確保によるバス路線の維持を目指します。

本市が目指す、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の更なる充実とは、中心市街地に居住など全てを集約する一極集中を目指すものではなく、居住と生活サービス施設をバス路線沿線に緩やかに誘導し、居住と生活サービス施設の距離を短縮することにより、市民の生活利便性を高め、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる都市を目指すものです。

これは、本市が目指している、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会の実現につながるものです。

また、新たな感染症の影響等を踏まえても、人口減少・超高齢社会が進展する中で、生活利便性や地域活力の維持・向上、環境負荷の低減等様々な観点からコンパクト・プラス・ネットワークの取組が重要となっています。

■ 厚木市が目指すコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくり



② 豊かな自然を守り、いかす都市構造の構築

本市は北西に丹沢山地が広がり、豊かな自然環境に恵まれているとともに、市街地においても、相模川や中津川などの河川、河川沿いに広がる農地など、自然環境を感じ、触れることができます。

それら自然環境は市民のみならず、今後の広域な交通ネットワークの整備によって首都圏在住者にとっても身近な存在になると考えられます。

本市の都市計画においては、自然環境を広く共有される資産として守っていきます。また、脱炭素社会の実現への取組やグリーンインフラ※の推進により、生物の生息の場の提供や良好な景観形成、地球温暖化の抑制など、多様な機能を活用し魅力ある地域づくりを進めます。さらに、観光資源としての活用や市街地における憩いの場づくりなど、新たな価値を見出し、都市構造にいかしていきます。

※グリーンインフラ…社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方です。

(2) 将来都市構造

将来都市構造とは、将来都市像の実現や都市づくりの目標を達成するために求められる都市の骨格構造を示すものであり、基本的な土地利用の方針を示す「ゾーン」、にぎわいの創出や生活利便性の向上、産業の活性化を図る「拠点」、生活・産業活動・観光などにおける円滑な移動を支える「軸」により構成しています。



ゾーン

－自然環境と都市環境の調和を図る－

本市の豊かな自然環境を大切にするとともに、これらと調和した都市環境の実現を目指します。

市街地ゾーン

自然との調和に配慮しながら、公共交通の利便性をいかした、良好な住宅地や商業・業務地などを形成します。

田園・集落ゾーン

良好な農地を保全するとともに、豊かな自然と調和した集落環境を維持・創出します。

自然環境保全・活用ゾーン

丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園などの本市を特徴付ける自然環境は、積極的に保全するとともに、市民や観光客の交流を促進する場としていかします。

拠点

－都市の機能を集める・高める－

都市機能集積のメリットをいかしたにぎわいの創出、生活利便性の向上及び産業の活性化を図ります。



都市中心拠点【本厚木駅周辺】

本厚木駅周辺では、県央地域の自立をけん引する広域拠点都市として、商業・業務、行政及び文化などの多様な都市機能の集積や交通結節機能の充実を図ります。また、居心地が良く、歩きたくなる市街地の創出による魅力ある拠点を形成します。



都市拠点【愛甲石田駅周辺】

愛甲石田駅周辺では、地域住民の生活を支えるとともに、産業・地域交流拠点に近接する地域特性をいかした働く人の交流・滞留機能を有する都市拠点を形成します。また、地域の生活を支える商業・業務等の都市機能の集積と、駅へのアクセス性を高める周辺道路整備や快適で円滑な乗り換えが可能となる交通結節機能の充実を図ります。



産業・地域交流拠点

インターチェンジに近接した立地条件をいかした多様な産業の集積や、既存産業の操業環境の向上により経済活動の活性化を図るとともに、地域の交流の場づくりを推進します。

また、周辺の住環境や自然環境との調和と、地域の特性をいかし、都市や地域の活力を生み出す土地利用を推進します。

◇東部拠点

関口・山際地区周辺

◇北部拠点

(仮称) 厚木北インターチェンジ周辺

◇森の里拠点

森の里地区周辺

◇南部産業拠点

厚木インターチェンジ周辺から厚木南インターチェンジ周辺



地域生活拠点

郊外部などの地域の生活を支える拠点として、日常生活に必要な商業施設、福祉・医療施設などの生活利便施設の維持・誘導を図ります。また、コミュニティ交通等の拠点として周辺地域の生活利便性を高めます。

軸

-都市の機能をつなげる-

生活・産業活動・観光などにおける円滑な移動を支えるとともに、過度に自動車に頼らなくても暮らせるまちを創ります。

放射連携・誘導軸

都市中心拠点及び都市拠点と、市内の産業・地域交流拠点や各地域、周辺都市の主要拠点とを結ぶ道路・公共交通体系を放射連携・誘導軸として位置付けます。そして、道路整備や路線バスの輸送力・速達性等の機能を強化することで、地域間及び都市間の連携・交流を促進します。

また、公共交通を利用して暮らしの利便性を高めるため、放射連携・誘導軸沿線に、産業の集積や日常生活の利便性を高める施設の立地を進めるとともに、居住を緩やかに誘導します。

◇東部軸【国道129号等】

都市中心拠点～東部拠点～相模原市（北のゲート）・愛川町

◇北部軸【国道412号等】

都市中心拠点～北部拠点～愛川町

◇北西部軸【県道60号(厚木清川)等】

都市中心拠点～北部拠点～清川村

◇西部軸【県道603号(上粕屋厚木)等】

都市拠点～森の里拠点、都市拠点～南部産業拠点

◇南部軸【国道129号、県道601号(酒井金田)等】

都市中心拠点～南部産業拠点～平塚市（ツインシティ）

環状連携軸【厚木秦野道路・環状系都市計画道路など】

厚木秦野道路や環状系都市計画道路を環状連携軸と位置付け、整備を推進します。そのことにより、広域的な道路ネットワークの強化や、市内の環状方向の移動のしやすさを確保します。

鉄道軸【小田急小田原線】

本市と都心とを結ぶ小田急小田原線は、本市の重要な移動手段として欠かせない鉄道軸として位置付け、広域との交流や周辺都市との連携、拠点間の連携を促進します。

水と緑の軸【主要6河川】

相模川や中津川など、市内を流れる主要6河川を水と緑の軸として位置付け、市民が水辺に親しむレクリエーションの場と歩行者・自転車のネットワークを構築します。

3 あつぎ2040(将来のまちの姿)

将来都市像の実現のためには、市民、事業者及び行政が、協働による取組を進めていくことが必要不可欠です。ここでは、みんなの協働で創る将来のまちの姿や生活のワンシーンを、「あつぎ2040」としてイメージしました。

居心地が良く、歩きたくなるまちなか：本厚木駅周辺

本厚木駅周辺の中心市街地では、市民や事業者等との協働によって道路や公園などの公共空間の新たな有効活用が進みます。そして、店先でのオープンカフェやゆっくり憩える公園が整備されるなど、居心地が良く、歩きたくなる中心市街地として新たにぎわいを見せています。



便利な駅を核とした働く人と地域の生活拠点：愛甲石田駅周辺

愛甲石田駅周辺は、市民の通勤・通学に加え、本市に働きに訪れる人々も利用する電車とバスの結節点となります。また、送迎やバスやタクシーを利用しやすい駅前広場が整備され、周辺にはカフェや日常の買い物ができる店舗も増え、にぎわいが生まれます。



市内を行き交う便利なバス

本厚木駅・愛甲石田駅と郊外を結ぶバス路線は、交通混雑の緩和や連節バスの運行により、利用環境が向上されます。また、バス停とコンビニエンスストアが一体となり、イートインで飲食しながらバスを待てるようになるほか、自転車でバス停にアクセスできるようになります。さらに、バス停近くに生活利便施設を誘導することで、日々の暮らしを最寄りのバス停周辺で済ませることができるようになります。



多世代が暮らす豊かな郊外住宅地

郊外住宅地のドラッグストアやコンビニエンスストアなどの商業施設は、買い物だけでなく、行政サービス等が受けられる拠点となり、駅前に出ずとも必要な用を済ませることができるようになります。さらに、バス停とも一体化され、コミュニティ交通の発着点ともなり、暮らしと移動の拠点となります。

住宅地においてはリフォーム等によって住み替えが進むとともに、空き地や空き家は地域の交流拠点として活用され、コミュニティが活性化されます。



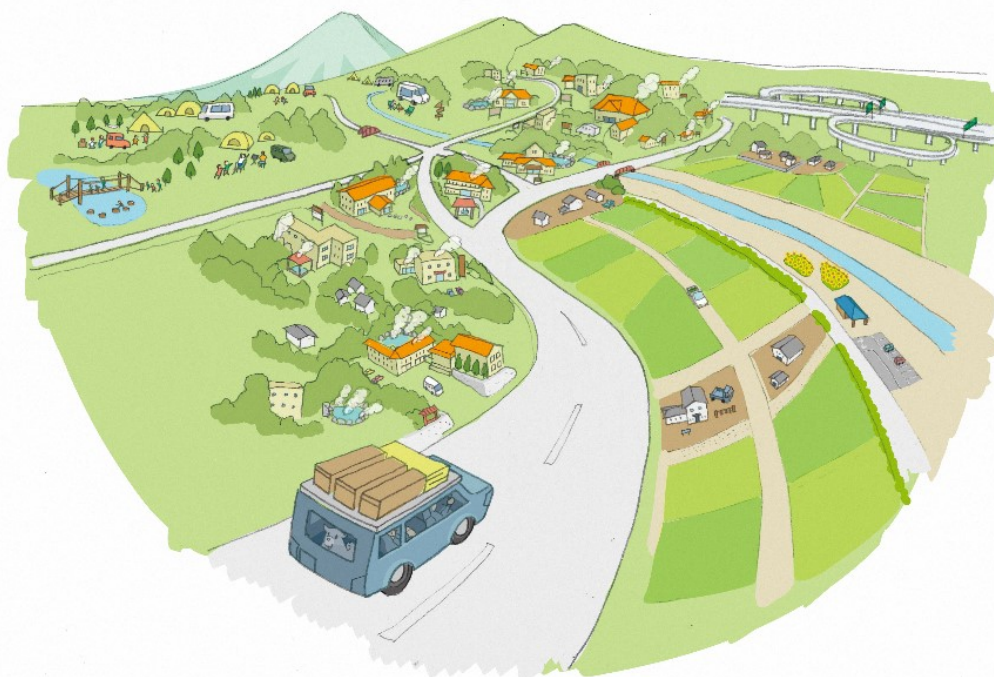
多様な産業が集積するインターチェンジ周辺

市内にインターチェンジが多数開通し、県央地域、そして首都圏の交通の要衝となっています。そして、オフィスや倉庫、工場などの集積が更に進むとともに、緑化等によって環境負荷が軽減され、職住の近接が促進されます。さらに、農業の6次産業化などが図られることで、周辺の住環境、自然環境と調和した拠点が形成されます。



市民・観光客が憩う自然環境

丹沢山地に広がる自然は、都心からアクセスしやすく、多くの人をひきつけています。厚木秦野道路の開通によって更にアクセスしやすくなり、豊かな自然や農業、温泉などの従来の魅力を磨き、また訪れる人たちとの交流を深め、新たな魅力を生み出していきます。



4 分野別方針

分野別方針は、「将来都市像・都市づくりの目標」、「将来都市構造」を実現するために、都市づくりに関わる分野ごとに基本的な方針を示すものです。

具体的には、土地利用、都市交通、市街地・住環境、緑環境、景観及び防災の6分野について、都市づくりの基本的な考え方や方針を示しています。各方針及び方針毎のSDGsの目標との関係は以下のとおりです。

分野別方針

土地利用の方針

- 商業・業務地
- 住宅地
- 産業系用地等
- 農地等
- 土地利用検討ゾーン等

関連する SDGs の目標



都市交通の方針

- 道路交通の方針
- 公共交通の方針
- 中心市街地交通の方針

関連する SDGs の目標



市街地・住環境の方針

- 市街地整備の方針
- 住環境整備の方針
- その他の都市施設等の方針

関連する SDGs の目標



緑環境の方針

- 拠点と軸の方針
- 緑の保全の方針
- 公園・緑地の方針
- 緑化の推進の方針

関連する SDGs の目標



景観の方針

- 自然景観の方針
- 都市景観の方針

関連する SDGs の目標



防災の方針

- 地震に対する方針
- 風水害に対する方針
- 土砂災害に対する方針
- 防災機能向上の方針
- 防災意識啓発の取組の方針
- 帰宅困難者対策の方針
- 災害に強いまちづくりの方針

関連する SDGs の目標



(1) 土地利用の方針

ア 基本方針

① 都市の持続的発展と都市活力を高める土地利用を進めます。

公共交通の利便性をいかして、都市機能や生活利便施設、居住の緩やかな誘導を図ることで、住居系土地利用を主とした市街地の拡大を抑制しつつ、人口減少下であっても持続可能な都市づくりを進めます。

住宅地や産業地と自然環境が調和した市街地を形成するとともに、市街化区域への編入や地区計画などの都市計画制度を活用することで拠点の形成や産業の集積を図り、都市活力を高める都市づくりを進めます。

② 自然環境との調和と地域の特性や魅力をいかした土地利用を進めます。

丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園を始めとした大規模公園や森林などの豊かな自然環境、優良な農地、市街地の貴重な緑地などを保全・活用するとともに、自然環境との調和と地域の特性に応じたきめ細かな土地利用を誘導します。

イ 整備・誘導の方針

(ア) 商業・業務地

■ 中心商業・業務地

- 本厚木駅周辺では、商業、業務、医療、文化及び娯楽などの高次都市機能の集積や連続性を確保するとともに、交通結節機能の充実を図ります。



本厚木駅周辺

■ 商業主体の複合市街地

- 中心商業・業務地や愛甲石田駅に近接している地域の特性をいかして、商業、業務機能等の集積と利便性の高い住環境を備えた市街地を形成します。



愛甲石田駅周辺

(イ) 住宅地

■ 都市型住宅市街地

- 主要幹線道路沿道などは、交通利便性をいかした商業施設やサービス施設の立地と合わせ、職住近接や多様化するライフスタイルに対応した市街地を形成します。



国道 412 号沿道

■ 中低層住宅地

- 中低層の様々な形態・規模の住宅が調和した良好な住宅地を形成します。
- 生活利便施設の誘導や既存施設の維持、さらには地域コミュニティの維持・形成、職住近接が可能になるような環境形成等にも取り組みます。



県道 40 号沿道

■ 低層住宅地

- 低層の戸建て住宅や集合住宅を主体とする住宅地では、緑豊かでゆとりある住宅地を維持・形成します。
- 生活利便性にも配慮し、徒歩圏内に生活利便施設が立地されるよう、施設の維持・誘導に取り組みます。



森の里地域の住宅地

■集落地

- 市街化調整区域の集落地では、農地、河川及び斜面緑地など自然環境と調和した集落景観を保全します。
- 生活利便性の確保等、地域コミュニティの維持や地域活力の維持・向上を図ります。
- 飯山・七沢地区では、周辺の自然環境に配慮しながら、地域資源を活用し、広域からの集客や交流機能が強化された地域を形成します。



上荻野地区の集落地

(ウ) 産業系用地等

■産業系用地、研究・開発系用地

- 周辺の住環境や自然環境に配慮しながら、既存の産業集積地を維持し、生産性の向上や研究・開発機能の充実を図るとともに、新たな産業の立地を促進します。
- インターチェンジ周辺では、交通利便性をいかし、製造業や流通業務機能等が集積した産業拠点形成します。
-
- 住宅と工業が混在する地域は、用途整序を推進するとともに、工場の緑化、緩衝緑地等の整備などを促進します。



(都) 船子飯山線沿道の工業地
※(都) …都市計画道路

(エ) 農地等

■農地

- 市街化調整区域の優良農地は、農業振興地域整備計画等に基づき保全します。
- 山地・丘陵地の農地は、保水・遊水機能など多面的な機能が発揮できるよう保全します。
- 市街化区域内の農地は、生産緑地制度などを活用し、緑地機能やオープンスペースとしての防災機能など、都市農地の有する多面的な機能が発揮できるよう保全します。



市域南部の田園景観

■ 森林、斜面緑地

- 森林は、豊かな自然環境や生態系を維持する重要な資源として、森林整備計画等に基づき保全します。
- 斜面緑地は、地域の景観を特色付ける市街地近傍の生物多様性の場として、保全を進めます。



相模川沿いの斜面緑地

■ 国定公園、県立自然公園、大規模公園等

- 丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、県立七沢森林公園及びその周辺は、本市の貴重な自然環境として保全するとともに、市民の憩いやレクリエーションの場として活用します。
- 荻野運動公園（中荻野総合運動公園）などの大規模公園等は、緑の拠点として保全するとともに緑化を進めます。



県立七沢森林公園

■ 河川

- 多自然川づくりによる自然環境の保全・再生と治水機能の維持に留意しつつ、魅力ある親水空間を形成します。
- 相模川などの河川敷は、スポーツ・レクリエーションの場など、市民が憩うオープンスペースとして活用します。



相模川

(オ) 土地利用検討ゾーン等

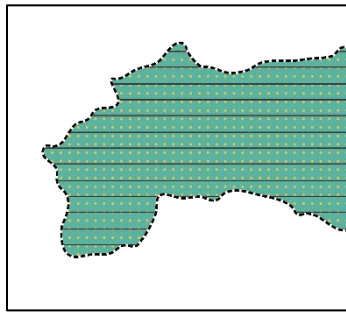
■土地利用検討ゾーン

- 南部産業拠点、関口・山際地区、(仮称)厚木北インターチェンジ周辺地区及び長谷地区は、新たな産業系用地や雇用の創出、地域活性化及び広域的な生活利便性向上の視点から計画的かつ適正な土地利用を誘導します。
- 土地利用検討ゾーンは、産業用地などの都市的な土地利用への転換だけでなく、自然環境との調和・連携を図り、農地を含む自然的な土地利用の活用など、地域特性に応じた土地利用の検討を進めます。

■その他整序誘導が必要な地域

- 新たな産業系の開発需要、農地と都市的土地利用の混在、幹線道路沿道での無秩序な土地利用、既存集落の活力の低下及び自然環境の喪失などの課題に対応する必要がある地域については、整序誘導区域を定め、地区計画などの制度を活用し、地域の特性をいかした適正な土地利用を誘導します。

<土地利用の方針図>



	中心商業・業務地		研究・開発系用地		河川
	商業主体の複合市街地		農地		ゴルフ場
	都市型住宅市街地		森林		市街化区域
	中低層住宅地		大規模公園等		土地利用検討ゾーン
	低層住宅地		国定公園		市域界
	集落地		県立自然公園		鉄道
	産業系用地		斜面緑地		都市計画道路(構想路線を含む)
					高規格幹線道路等

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

全体構想

(2) 都市交通の方針

ア 基本方針

① “手のひら型”の市街地の骨格となる道路ネットワークを形成します。

“手のひら型”の市街地の骨格となる放射連携・誘導軸や環状連携軸を形成する道路ネットワークの整備や交通混雑の緩和により、広域及び市域内の交通の円滑化を進め、活発な市民活動や産業活動を促進します。

② 自動車に過度に頼らずに移動できる安全な交通体系を形成します。

バスや鉄道などの公共交通ネットワークや公共交通を補完する移動サービス、自転車・歩行者の移動環境が充実した都市づくりを進め、高齢者や障がい者、子どもなど、誰もが快適に移動できる安全な交通体系を形成します。

③ 居心地が良く、歩きたくなる中心市街地の交通環境を整備します。

本市の顔となる中心市街地では、公共交通や歩行者を優先した交通環境の整備を進め、居心地が良く、歩きたくなる空間を形成します。

イ 整備・誘導の方針

(ア) 道路交通の方針

■骨格となる道路ネットワークの形成

- 広域への円滑なアクセス性の向上や環状方向の円滑な移動の確保のため、厚木秦野道路、国道及び県道の早期整備を促進するとともに、環状連携軸を形成する都市計画道路の整備を推進します。
- 都市中心拠点や都市拠点と周辺地域とを結ぶ放射連携・誘導軸を形成する都市計画道路の整備を推進します。
- 国道 246 号と放射状道路との交差点の改良や、インターチェンジや鉄道駅へアクセスする都市計画道路の整備を推進します。また、新たな技術による交通混雑緩和対策の検討等を進め、市民や企業の快適な交通環境の形成に取り組みます。
- 地域の骨格となる道路ネットワークの整備を推進することで、生活道路等を回路として通行する車両の抑制に取り組みます。
- 地域の実状や社会情勢の変化を踏まえて、必要に応じて都市計画道路の見直しに取り組みます。

■歩行者や自転車が安心して移動できる道路空間の確保

- 鉄道駅周辺や自動車と歩行者の交通量が多い道路を中心に、歩道整備やバリアフリー化を進め、誰もが安心して安全に移動できる歩行空間の確保を推進します。

- 既存の道路空間等において、自転車走行空間や駐輪場を確保しながら、市内どこでも安全で快適に自転車が利用できるよう、効果的な自転車利用環境の形成を進めます。
- 住宅地の生活道路は、地域内の交通利便性や安全性の向上、幹線道路との効率的な接続を図るため、地域の状況に合わせた整備を進めるとともに、地域住民や交通管理者等と連携しながら、交通安全対策に取り組みます。

■ 災害時に備えた道路ネットワークの形成と計画的・効率的な維持管理

- 災害時における迅速かつ安全な避難行動、緊急輸送の確保及び被災からの早期復旧・復興のため、避難路や緊急輸送道路などの沿道建築物の不燃化・耐震化、無電柱化を促進するとともに、代替性を確保する道路ネットワークの形成に取り組みます。
- 消防活動や緊急車両の通行に支障を来すおそれのある狭あい道路の拡幅など、生活道路の整備を進めます。
- 災害時においても必要な機能が確保できるよう、道路・橋りょうなどの計画的・効率的な維持管理・修繕を進めます。

(イ) 公共交通の方針

■ 快適で、定時性、速達性が確保された路線バスサービスの提供

- 市民や通勤・通学者の快適な移動環境を確保するとともに、放射連携・誘導軸沿道の生活利便性向上を図るため、バス優先策の実施や連節バスの路線の拡大など、路線バスの輸送力や定時性、速達性の向上などバス路線の機能強化を推進します。
- 沿道における生活利便性の向上のため、バス停及びバス路線周辺における生活利便施設の維持や、施設が不足する地域における必要な施設の誘導に取り組みます。
- バス待ち環境の向上や、車両のバリアフリー化、バス停の段差解消などを進め、誰もが快適に公共交通を利用しやすい環境の整備を促進します。

■ 快適で円滑な乗換えができる交通結節機能の強化

- 本厚木駅北口駅前広場は、路線バスやタクシーなどが利用しやすく、公共交通と歩行者が優先されるよう整備を推進します。
- 愛甲石田駅は、周辺の産業拠点の整備や都市拠点の形成等により利用者の増加が見込まれることから、ホームへの昇降設備の増設など駅舎の改修を促進します。
- 愛甲石田駅を利用する路線バス、タクシー及び自家用車等の利便性を高めるため、北口駅前広場の拡張整備を推進するとともに、駅へのアクセス性を高めるため周辺の道路整備を推進します。

■円滑な広域の移動が可能な公共交通システムの確保

- 小田急線の輸送力の増強、本厚木駅に停車する特急の増発、小田急多摩線の延伸及び相鉄線の本厚木駅への乗り入れなどによる広域連携を深める新たな鉄道ネットワークの拡大を促進します。
- 東海道新幹線新駅を中心とした新たな拠点となるツインシティやリニア中央新幹線神奈川県駅と本市を結ぶ、新たな公共交通システムの導入を促進します。
- 大山や宮ヶ瀬湖などの広域観光を促進するため、電車、バス、タクシーなどの交通事業者との連携強化に取り組みます。

■路線バスを補完するサービスの提供

- 誰もが利用しやすい公共交通となるよう、サイクルアンドバスライド自転車駐車場の整備、コミュニティ交通の導入及び新技術を活用した自動運転など、バス停から離れた地域における補完的な移動サービスの導入に向けた取組を進めます。

■公共交通の利用促進

- 公共交通を身近に体験できるイベント等を通して、過度に自動車に頼る状態から、鉄道・バス・自転車などを適度に利用する状態へと、市民の自発的な意識転換を促す取組（モビリティ・マネジメント）を進めます。
- 情報通信技術を活用し一人一人の移動ニーズを最適化することで、複数のモビリティをより便利に利用できる MaaS の実現に向けた取組を進めます。

(ウ) 中心市街地交通の方針

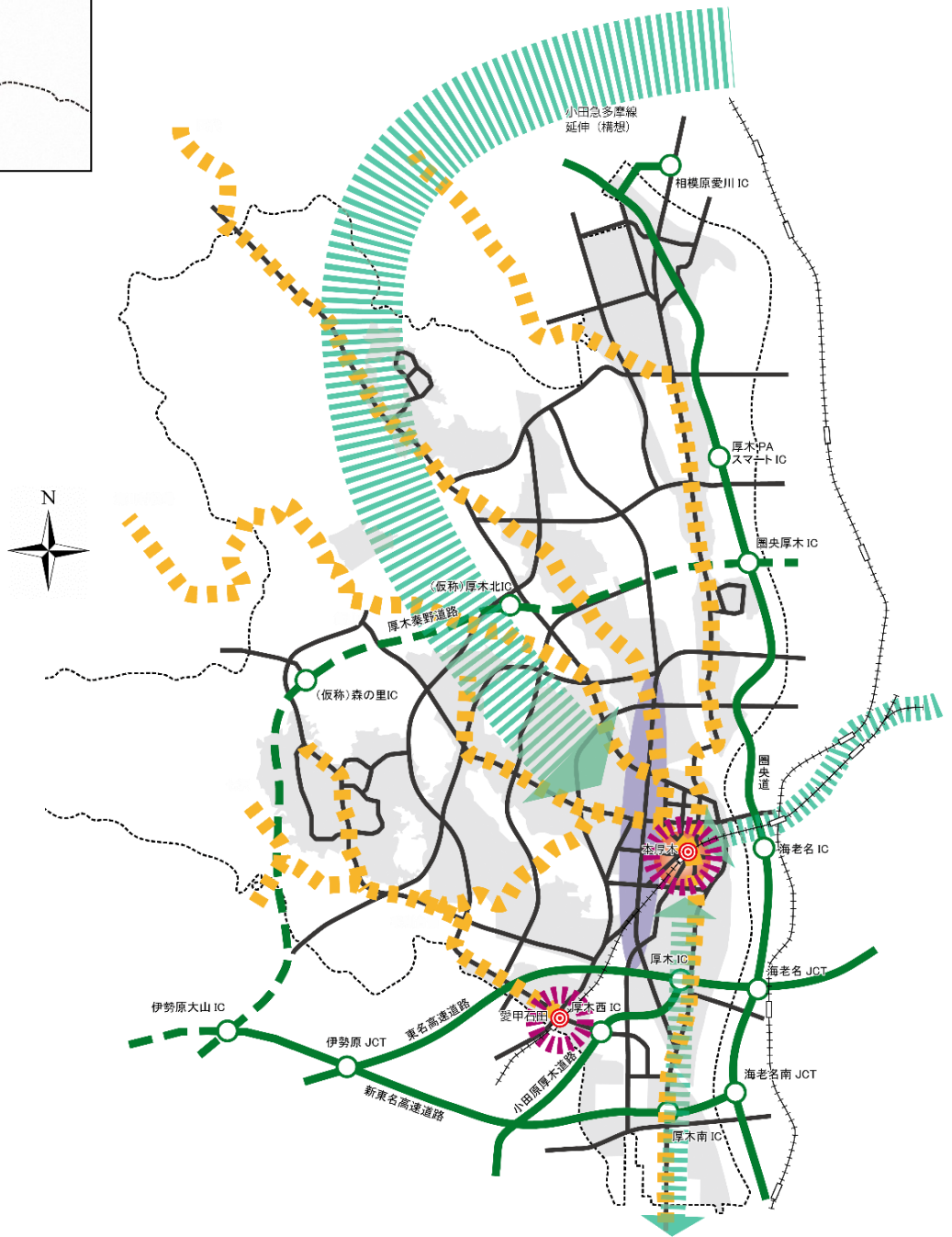
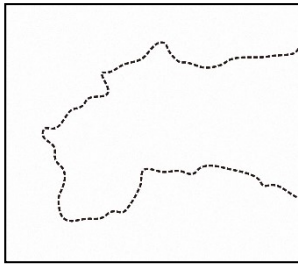
■居心地が良く、歩きたくなる交通環境整備

- 交流とにぎわいの創出や歩行者の回遊性向上のため、本厚木駅周辺を中心に道路空間の再配分による歩道の拡幅や道路空間の多面的な活用を進めます。
- 誰もが歩きやすい歩行環境を形成するため、無電柱化の推進など更なるバリアフリー化を進めます。
- 中心市街地の回遊性向上のため、駐車場整備地区における駐車場の在り方や整備方針を検討し、まちづくりと連携した駐車場対策を推進します。

■快適で円滑な乗換えができる交通結節機能の強化

- 本厚木駅の駅前広場やバスセンターは、バス発着機能の強化、バス待ち環境の充実、バス優先策の拡充及び様々な交通手段からのスムーズな乗り換えなど、歩行者や公共交通を優先とした交通環境の整備を推進します。
- 企業送迎バスや自家用車による送迎需要等に対応する本厚木駅西側の交通ターミナルを検討し、駅西側のにぎわいを創出する交通環境の整備に取り組みます。

<都市交通の方針図>



高規格幹線道路等 (未供用・構想路線含む)	主要バス路線	居心地が良く 歩きたくなる交通環境 整備	広域公共交通システムの確保
その他都市計画道路 (構想路線を含む)	鉄道駅	交通結節機能の強化	市域界
	鉄道	混雑緩和	市街化区域

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

全体構想

(3) 市街地・住環境の方針

ア 基本方針

① 都市中心拠点、都市拠点にふさわしい市街地整備を進めます。

本厚木駅周辺（都市中心拠点）や愛甲石田駅周辺（都市拠点）は、各拠点の特性をいかした商業・業務等の機能集積や住環境の整備を進めるとともに、交通結節機能を充実させます。

② 地域の資源をいかした産業拠点を形成します。

インターチェンジ周辺等では、周辺の住環境や自然環境に配慮しながら、交通利便性と観光や農業などの地域資源等をいかした産業拠点を形成します。

③ 誰もが安心して快適に住み続けられる住環境を形成します。

人口減少や高齢化の進展、ワークスタイルやライフスタイルの多様化などに対応した住環境を形成します。また、衛生的で快適な市民生活のため、一般廃棄物処理施設や公共公益建築物等の効果的な整備や適切な維持管理を進めます。

イ 整備・誘導の方針

(ア) 市街地整備の方針

■ 本厚木駅周辺

- 本厚木駅周辺は、商業、業務、文化施設等高度な都市機能が集積し、県央都市圏域の広域拠点として、また都市中心拠点としてふさわしい地区とします。
- 本厚木駅周辺では、道路などの公共空間を車中心から人中心の空間へと転換し、市民や本市を訪れる人々が集い・憩い・多様な活動が繰り広げられる、居心地が良く、歩きたくなる中心市街地を形成します。
- 中町第2-2地区周辺では、中心市街地の新たな核となる行政機能や文化機能を備えた複合施設の整備や交通結節機能の強化を推進します。
- 本厚木駅北口周辺地区及び北口駅前広場では、商業・業務機能などの都市機能の更新や駅前広場の再整備のため、市街地再開発事業等を推進します。
- 東部北地区、東部南地区では、建て替えや市街地再開発事業等により住宅を中心とした土地の有効利用を図るとともに建築物の更新や不燃化を促進します。
- 道路が狭く、木造住宅が多い住宅地は、市街地再開発事業等により、建築物の不燃化・耐震化の促進、狭あい道路などの改善及び防災空間の確保等により災害に強い市街地を形成します。
- 公共建築物の移転や統廃合により生じる一団の市有地は、公共建築物の移転先

の候補地として検討するほか、また、歩行者の回遊性やにぎわいが向上する土地利用を検討します。

- 空き店舗や駐車場などの低未利用地の活用によるにぎわいの創出を図ります。

■ 愛甲石田駅周辺

- 愛甲石田駅周辺では、産業拠点に近接する地域特性をいかし、働く人の交流・滞留機能を高めるとともに、地域の生活を支える地区とするため、市街地再開発事業等により、商業・業務機能の充実した市街地を形成します。
- 周辺の産業拠点の整備や都市拠点形成等により駅の利用者の増加が見込まれることから、市街地再開発事業等に合わせ、北口駅前広場の拡張や駅へのアクセシビリティを高めるための周辺道路整備など、愛甲石田駅周辺における交通環境の改善に取り組みます。
- 隣接する伊勢原市と連携して、駅周辺の環境整備に取り組みます。

■ 産業・地域交流拠点

【東部拠点】

- 圏央厚木インターチェンジ周辺では、広域的な道路ネットワークの優位性をいかし、周辺の自然環境や住環境と調和した工業系の産業を主体とした市街地を形成します。
- 防災機能を備えた地区公園等の整備により、市北部地域における防災拠点の形成を推進します。

【北部拠点】

- (仮称)厚木北インターチェンジ周辺では、広域的な道路ネットワークや、周辺の豊かな自然環境、飯山・七沢地区などの資源をいかし、多様な産業が集積した産業系市街地を形成します。

【森の里拠点】

- 森の里地区周辺の森の里拠点では、伊勢原大山インターチェンジ等への近接性をいかし、学園・研究都市として研究開発を主体とした産業系市街地を形成するとともに、周辺の自然環境や住環境と調和した本市を代表する複合的な市街地を形成します。

【南部産業拠点】

- 厚木インターチェンジ周辺から厚木南インターチェンジ周辺では、広域的な道路ネットワークや、都市中心拠点、都市拠点及びツインシティに近接する優位性をいかし、周辺の住環境や農業と調和した製造業や商業・業務、流通系機能等を主体とした産業系の市街地を形成します。

(イ) 住環境整備の方針

- 誰もが安心して快適に住み続けられる良好な住環境を形成します。
- 過度な敷地の細分化、住宅の密集化の抑制等により住環境を保全するとともに、生活道路の歩道整備やバリアフリー化などにより安全で良好な住宅地を形成します。
- 開発により整備された住宅地においては、高齢化や人口減少が進展していることから、今ある良好な住環境の保全や生活利便性の確保等に取り組み、多様な世代が居住する住宅地を形成します。
- ワーク・ライフ・バランスの浸透やテレワークの普及などを踏まえ、職住近接の可能性にも考慮し、多様な暮らし方、働き方の実現により若者や子育て世帯の居住を促す住宅地を形成します。
- 老朽化した公的住宅の建て替え等により、居住水準の向上、土地の有効利用を図るなど、計画的に良好な住宅地を形成します。
- 増加が予想される空き家は、住環境の悪化等が懸念されるため、管理不全な空き家の予防・解消を促進します。
- 空き地や空き家は、地域の交流の場や住宅、生活利便施設の立地などへの活用を促進します。また、民間集合住宅の空き室は、住宅セーフティネット制度の周知など、管理の適正化や活用を促進します。
- 良好な住環境の形成や住環境と企業の操業環境の調和などを図るためのルールづくりを促進します。
- 住宅と工業が混在する地域は、用途整序を推進するとともに、工場の住宅用途への転換に当たっては、周辺の住環境と操業環境の調和に取り組みます。
- 市民が安心・安全を実感できる住環境を形成するため、地域が進める防犯対策と連携した施設整備等に取り組みます。
- 地域生活拠点では、バス停周辺やバス路線沿線において生活利便施設の維持を図るとともに、不足している地域においては必要な施設の誘導に取り組み、生活利便性の高い住環境を形成します。

(ウ) その他の都市施設等の方針

■ 下水道

- 河川整備との連携や、神奈川県相模川流域別下水道整備総合計画等との整合を図りながら、公共下水道の整備を進めます。
- 市街化調整区域内の公共下水道（汚水）については、重要度・効率性・収益性・必要性の観点から整備する区域を定め、相模川流域関連厚木公共下水道事業計画に基づき整備を進めます。公共下水道計画区域外の地域については、合併処理

浄化槽の普及を促進します。

- 下水道施設については、計画的な維持管理・修繕を行います。

■ごみ処理

- 厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画に基づき、金田地区に新たなごみ中間処理施設の整備を進めます。
- 資源化センターは、資源物の量の変化と再生利用の今後の動向に対応した適正な配置を進めます。

■その他の公共施設

- 公共施設については、厚木市公共施設最適化基本計画や個別施設計画に基づき、施設等の更新、集約化・複合化、多機能化などを計画的に進めます。
- その他の公共施設の維持管理については、施設の長寿命化を図り、長期的なコスト縮減などを考慮した計画的な維持管理・修繕を行います。

(4) 緑環境の方針

ア 基本方針

① 丹沢山地や河川などの豊かな自然を保全、活用します。

本市が有する丹沢山地や河川などの豊かな自然は、多様な生物の生息環境として保全していくとともに、自然体験の場などに活用していきます。

② 市民に潤いやゆとりを与える公園・緑地を計画的に配置します。

公園・緑地は、自然との触れ合いやレクリエーションの場、災害時の避難場所等として計画的に配置します。

③ 市民・行政・事業者等の協働による緑豊かで潤いある空間を形成します。

緑豊かで潤いある都市づくりを進めるため、市民・行政・事業者等の協働による緑の保全、緑化を進めます。

イ 整備・誘導の方針

(ア) 拠点と軸の方針

■ 地区の核となる緑の拠点

- 市民が身近に自然に触れ、スポーツや憩いの場とすることができる地域の緑の拠点となる大規模公園や緑地等を位置付けます。
 - ・若宮公園（玉川）
 - ・（仮称）北部地区公園（依知）
 - ・（仮称）睦合水辺公園（睦合）
 - ・地区公園（厚木・南毛利・相川）
 - ・ぼうさいの丘公園（厚木西公園）（総合公園）
 - ・荻野運動公園（中荻野総合運動公園）（運動公園）
 - ・県立七沢森林公園（広域公園）
 - ・高松山風致公園（風致公園）
 - ・愛名緑地（都市緑地）
 - ・あつぎつつじの丘公園（上古沢緑地）（都市緑地）
 - ・下古沢緑地（都市緑地）
 - ・小町緑地（都市緑地）
 - ・（仮称）相模三川緑地（都市緑地）
 - ・（仮称）上依知都市林（都市林）

■水と緑の拠点

- 相模川、中津川等の河川敷を活用した水辺に親しむことができる公園や緑地等を位置付けます。
 - ・(仮称) 睦合水辺公園
 - ・地区公園(厚木)
 - ・(仮称) 相模三川緑地(都市緑地)
 - ・厚木PA スマートインターチェンジ
 - ・相模川ローズガーデン

■都市拠点

- 本市の顔となる本厚木駅周辺と愛甲石田駅周辺における身近な緑や緑地等を位置付けます。
 - ・本厚木駅
 - ・愛甲石田駅

■水と緑の軸

- 本厚木駅を核とする中心市街地と自然・緑地地域、里地里山地域をつなぐ6河川とその沿岸の緑を、水と緑の軸として位置付け、河川管理者と連携しながら、多自然川づくりによる自然環境が維持された空間形成や、歩行空間の確保、堤防道路の緑化等を促進します。

■緑の軸

- 主に(都)厚木環状1号線から(都)厚木環状4号線を主体とした都市計画道路と、河川と河川を結ぶ既存道路や歩行者道等を、緑の軸(サブ軸)として位置付け、道路の整備に合わせた緑化や、既存道路の緑化、歩行者道の整備等を進めます。

(イ) 緑の保全の方針

■自然・緑地地域

- 丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、県立七沢森林公園及びその周辺樹林地は、多様な生物の生息環境としての機能や災害対策の面でも保水機能を有することから、緑地等を保全します。

■里地里山地域

- 丘陵地や水田を中心とした農地や農業集落地、斜面緑地等で形成される地域では、これらが織りなす田園景観の保全、地域の身近な里山としての緑の保全を図るとともに、農業と多様な生物の生息環境が守られた、人・動物・緑が共生する場としての環境整備に取り組みます。

(ウ) 公園・緑地の方針

■ 広域公園

- 県立七沢森林公園は、大山山麓につながる核の一部として、自然樹林や動植物の生息環境を保全するとともに、自然に親しみ、学び、体験するレクリエーションの場として活用します。

■ 都市基幹公園

- 総合公園として、ぼうさいの丘公園の機能の維持に取り組みます。
- 荻野運動公園は、未整備区域におけるスポーツ・レクリエーション機能の拡充を進めます。

■ 住区基幹公園

- 地域のシンボルとなる地区公園を、各地域1か所を基本として配置します。
- 市北部の防災力を高めるため、依知地域に防災機能を備えた地区公園の整備を進めます。
- 河川環境をいかし、睦合地域における市民の憩いや安らぎの場とレクリエーション拠点として、(仮称)睦合水辺公園の計画を進めます。
- 厚木地域の三川合流点では、水辺と人との触れ合いをより身近に感じることができると活動の場となる水辺交流拠点の計画を推進します。
- 近隣公園は、既存のスポーツ広場や近隣公園規模以上の公園配置を踏まえながら、各地域1か所を基本として配置します。
- 街区公園は、市街化区域内の同等の機能を持つ公園等の配置も踏まえながら、適正に配置します。新たな街区公園の整備に当たっては、生産緑地地区の指定が解除された比較的まとまりのある未利用地等の活用に取り組みます。

■ 特殊公園

- 身近な風致の保全・利用対象として、愛名緑地と小町緑地を結ぶ高松山周辺に新たに風致公園を整備します。

■ 都市緑地・都市林

- 小鮎地域に下古沢緑地の整備を進めます。また、依知地域に(仮称)相模三川緑地の整備を促進します。
- 上依知小学校南側の斜面緑地保存地区を中心に、比較的規模の大きい斜面緑地を都市林(動植物の生息地又は生育地である樹林地等)として保全・利用のため整備を進めます。

■ 公園・緑地の維持管理

- 公園の役割に応じた施設の長寿命化を図りつつ、民間活力の活用も視野に入れた計画的な維持管理を進めます。

(エ) 緑化の推進の方針

■ 緑化重点地区

- 本厚木駅周辺、愛甲石田駅周辺、東名高速道路厚木インターチェンジ周辺の緑化重点地区では、相模川の自然を身近に取り込んだ水辺空間の提供や、公共施設、商業施設など日常的な場所での積極的な緑化に取り組みます。

■ 施設緑化

- 道路の環境施設帯や教育施設、運動施設などの公共施設の緑化の充実とともに、民間施設の緑化を促進します。
- 緑化協定や地区計画等を活用した地域のまちづくりによる緑化を促進します。

■ 緑化活動

- 市民が親しむ緑地環境の創出と市民自身が育み、自然を学び、楽しむことができる緑づくりのため、都市緑化助成制度の拡充に努めるとともに、花未来事業の展開など市民参加を促進します。
- 市街地では、都市の魅力が向上するよう市民緑地認定制度などにより、民間活力を活用して緑地やオープンスペースの整備・管理を促進します。

<緑環境の方針図>



凡 例	
	自然・緑地地域
	里地
	里山
	都市地域
	地域の核となる緑の拠点
	水と緑の拠点
	都市拠点
	水と緑の軸 (主軸)
	緑の軸 (サブ軸)
	高規格幹線道路等 (計画含む)
	鉄道
	市域界

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

全体構想

(5) 景観の方針

ア 基本方針

① 自然豊かなふるさとの原風景を継承し、あらたな風景を創造します。

丹沢山地や河川、里地里山など、本市特有の地形が織りなす自然景観を保全し、次の世代へ継承するとともに、地域に育まれてきた歴史や文化をいかしながら、ふるさとの新しい風景を創り出していきます。

② 地域の特性をいかした都市景観を創出します。

多くの人が訪れ、多様な都市機能が集積する本厚木駅周辺や愛甲石田駅周辺の商業・業務地や、落ち着きとまとまりのある郊外の住宅地など、地域の特性をいかした都市景観を創出します。

イ 整備・誘導の方針

(ア) 自然景観の方針

- 厚木市景観計画に基づき、雄大な丹沢山地、河川、里地里山、斜面緑地など本市の有する自然景観を保全するとともに、自然との調和を図った景観形成に努めます。

(イ) 都市景観の方針

- 厚木市景観計画に基づき、商業・業務地、住宅地などの、それぞれの地域の持つ機能を損なわない中で、景観においても質の高さを保つことにより、地区の魅力を高めていきます。
- 本厚木駅周辺や愛甲石田駅周辺では、歩きたくなる歩行空間創出のため、連続的に統一された街並みを形成します。
- 大山等の山なみが見える場所や通りなどは、都市のシンボル景観として街なみ形成に活用します。
- 神奈川県屋外広告物条例に基づき、街並みと調和した屋外広告物を誘導します。
- 地域のシンボルとなる樹木や歴史的建造物の保全に努めるとともに、個性ある街並み形成に向けて、都市づくりへの活用を進めます。
- 来訪者や市民が歩きたくなるような都市サインの整備を進めます。

(6) 防災の方針

ア 基本方針

① 災害時の被害を最小限に抑えるための対策を行います。

地震、洪水浸水、土砂崩れなど様々な災害への備えを推進し、誰もが安心して安全に暮らせる災害に強い都市を形成します。

② 災害後の早期復旧・復興に向けた取組を行います。

災害からの早期の復旧・復興を実現するため、災害に応じた復興対策をあらかじめ準備する事前復興の取組等を進めます。

イ 整備・誘導の方針

(ア) 地震に対する方針

■ 建物の耐震化等の推進

- 大規模な地震から、市民の生命・身体・財産を守るため、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事の補助などの支援策について引き続き周知を図り、建物の耐震化等を推進します。

■ オープンスペースの確保

- 火災の延焼を遅延・防止するために、河川や道路、公園・緑地などによる延焼遮断機能の確保を進めます。
- 市街地内にある公園・緑地は、避難場所としての機能も併せ持つため、整備・保全を進めるとともに、開発行為等に対して、適切な整備等を誘導します。

■ 避難路の確保

- 指定避難所へ安全に避難できるよう、避難路の整備を進めるとともに、沿道建築物の不燃化・耐震化の促進と、街路樹の多層化植栽による防災機能の強化を進めます。
- 耐震性を満たさない木造住宅や狭あい道路が多い住宅地など、消火活動や避難活動が困難な地区は、共同・協調建て替えや面的整備により建築物の更新を促進し、防災性の向上を図るとともに、防災空間の確保や狭あい道路の改善に取り組みます。

(イ) 風水害に対する方針

■ 河川洪水対策の推進

- 相模川などは、河川の氾濫による浸水被害を防ぐため、自然環境に配慮した計画

的な治水事業を促進します。また、恩曾川などの準用河川は、多自然川づくりと合わせた治水事業や維持管理を進めます。

- 河川の維持管理計画の策定や、河川管理施設の長寿命化を促進するなど、河川の安全確保を推進します。
- 流域の保水・遊水機能の確保のため、河川や山地・丘陵地における緑地、農地を保全します。
- 大規模な浸水等が想定される区域は、住民等に対して災害のリスクや避難方法などの周知を図るとともに、適正な居住の誘導を図るなど、市民協働による防災・減災対策を推進します。
- 洪水浸水想定区域に指定されている中心市街地では、人口が集中し、都市機能も集積していることから、避難対策や浸水時でも都市機能を維持する対策を推進します。
- 気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、河川流域全体で水害を軽減させる流域治水の考え方にに基づき、河川管理者だけでなく近隣市町村などあらゆる関係者と協力して水害対策を進めます。

■ 台風や集中豪雨による浸水対策の推進

- 台風や集中豪雨による浸水が確認された区域において、雨水管整備を進めます。
- 本厚木駅を中心とした厚木排水区においては、厚木排水区下水道浸水被害軽減総合計画に基づき、雨水貯留施設の整備を進めます。
- 雨水の流出抑制を図るため、貯留・浸透施設を始めとした雨水流出抑制施設の設置を促進します。
- 施設整備等のハード対策及び洪水・浸水ハザードマップの公表などのソフト対策や関係住民等による自助などを組み合わせた総合的な対策により、都市浸水による被害軽減対策を推進します。

(ウ) 土砂災害に対する方針

- 土石流やがけ崩れなどの土砂災害による被害を最小限に抑えるため、土砂災害の発生が懸念される区域等では、急傾斜地等の安全性を確保するための整備を促進するとともに、区域内やその周辺の住民等に対して災害リスクや避難方法などの周知を図ります。

(エ) 防災機能向上の方針

■ 防災拠点の整備

- 市北部の防災力の強化のため、依知地域に防災機能を備えた地区公園の整備を進めます。

- 指定緊急避難場所及び指定避難所は、必要な防災機能の確保に向けた取組を進めます。

■ 農地の活用

- 農地は、避難場所や復旧用資材置場等、多様な役割を果たすことから、防災協力農地としての登録を促進するとともに、継続して保全します。

■ 緊急輸送道路の機能確保

- 緊急輸送道路に指定されている国道129号や国道246号などの路線については、沿道建築物の不燃化・耐震化の促進や無電柱化、災害時における代替路線の確保など、緊急時における機能を確保できるような対策に取り組みます。

■ ライフライン施設等の安全対策

- 上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設等は、関係機関と連携を強化するとともに、施設の耐震化・液状化対策、復旧システムの充実強化、応急復旧体制の整備等を促進します。

(オ) 防災意識啓発の取組の方針

- ハザードマップなどを活用し、災害時の危険性が高い地域や、災害時における避難方法などに関する情報提供及び防災意識啓発に取り組むとともに、市民と協働による防災・減災対策を推進します。

(カ) 帰宅困難者対策の方針

- 本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画に基づき、市街地再開発事業や既存施設等を活用して、一時滞在施設として利用可能な空間を確保するなど、帰宅困難者対策に取り組めます。

(キ) 災害に強い都市づくりの方針

- 災害からの早期復旧・復興のため、金田地区に新たなごみ中間処理施設と一体的に災害廃棄物一時保管場所の整備を進めます。
- 災害による市民生活への影響を最小限に抑えるため、被災後の復興まちづくりに備える復興事前準備の取組を進めます。
- 災害に強い都市づくりを進めるため、防災都市づくり計画の策定に向けた取組を進めます。

